電子契約サービス利用規定（住宅ローン用）

2026 年 10 月 1 日現在

電子契約サービス利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、帯広信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）が、ＳＭＢＣクラウドサイン株式会社（以下、「システム提供者」といいます。）が提供する電子契約システム（以下、「ＳＭＢＣクラウドサイン」といいます。）を用いて提供する電子契約サービス（以下、「本サービス」といいます。）をお客さまが利用する際に、お客さまと当金庫との間で適用される条件を定めるものです。

第１条（本サービスの内容）

本サービスは、ＳＭＢＣクラウドサインの利用により当金庫との間において契約締結を希望するお客さま（以下、「契約者」といいます。）が、インターネットに接続されているパーソナルコンピュータやスマートフォン、タブレット等の端末（以下、「端末」といいます。）により、ＳＭＢＣクラウドサインへアクセスし、当金庫所定の取引にかかる契約締結を当金庫と行うことができるサービスです。

第２条（利用申込）

1. 本サービスの利用には、本規定の内容を承諾し、当金庫所定の同意書（書面）および申込書（Ｗｅｂ）にて申し込んでいただき、当金庫の承諾を得る必要があります。また、かかる申込と同時に、次の各号に定める事項を当金庫に届け出ていただきます。
   ①本サービスの利用に伴い端末に表示された契約書等への同意により、当金庫との契約締結を行う権限を有する個人（以下、「同意者」といいます。）の氏名、メールアドレスおよび日中連絡可能な電話番号。
   ②その他当金庫所定の届出事項
2. 当金庫は前項各号の届出事項を、お客さまからの委託に基づきシステム提供者に提供するものとします。
3. お客さまは、システム提供者が定める「ＳＭＢＣクラウドサイン利用規約」（https://www.smbc-cloudsign.co.jp/tos）に同意の上で本サービスを利用するものとし、本条第１項に基づく当金庫の承諾にかかわらず、システム提供者においてＳＭＢＣクラウドサインの利用を承諾しない場合、お客さまは本サービスを利用することはできず、当金庫はこれについて一切の責任を負いません。
4. 契約者と同意者が異なる場合、契約者は同意者に対し、本規定における同意者の義務を遵守させるものとします。また、同意者による義務違反の責任は契約者が負うものとします。
5. 契約書等への同意にあたり、当金庫は所定の本人確認を行ったうえで「電子契約サービスのご案内」（以下「案内書面」といいます。）を同意者へ交付します。案内書面には申込番号および申込（Ｗｅｂ）登録期限を記載していますので、同意者は登録期限までに申込手続きを行うものとします。同意書および申込書に記載されたメールアドレス宛の電子メールが受信できない場合、本サービスを利用することはできず、当金庫はこれについて一切の責任を負いません。
6. 当金庫が本サービスの利用を承諾した場合であっても、当金庫は融資する義務を負いません。

第３条（利用環境）

1. 使用する端末によっては、本サービスを利用できない場合があります。契約者および同意者は、自らの責任と費用負担で、本サービスを利用することができる端末の取得・維持・管理等を行うものとし、当金庫はこれらについて、一切の責任を負いません。
2. 契約者または同意者は、本サービスを利用するために用いた端末にウイルス感染等の懸念がある場合、ただちに当金庫に連絡するものとします。
3. 本サービスの利用は日本国内に限ります。

第４条（申込番号の管理）

1. 同意者は、申込番号を、厳重に管理するものとします。また同意者は、第三者に申込番号を一切開示せず管理するものとします。
2. 申込番号を失念した場合、または盗用その他不正利用の恐れがある場合、同意者は当金庫所定の手続により、申込番号の再発行を速やかに依頼するものとします。

第５条（同意者による手続）

本サービスの利用にあたっては、ＳＭＢＣクラウドサインへ、アクセスコード（前条における申込番号）を正確に入力してください。同意者の入力したアクセスコードと、当金庫に登録されているアクセスコードとの一致を当金庫が確認した場合には、同意者によりログインが行われたものとみなします。

第６条（電子契約の手続）

1. 本サービスをご利用いただく場合、当金庫は当金庫が契約者と事前に協議した契約内容を、当金庫がＳＭＢＣクラウドサインに表示するものとします。
2. 同意者は、表示された契約内容に誤りがないことを確認したうえで、署名ボタン（同意ボタン）を押下することで、契約締結の意思表示を行うものとします。同意者による契約締結の意思表示を当金庫が確認した時点で、当該契約が成立するものとします。
3. 本サービスを利用して金銭消費貸借契約を締結する際には、資金交付と同時に当金庫所定の手数料を契約者の預金口座から引き落とすものとします。引き落としにあたっては、当金庫の当座勘定規定、普通預金規定または総合口座取引規定に定める手続を省略するものとします。
4. 契約者と当金庫との間で、契約内容について疑義が生じた場合には、当金庫が保存する電磁的記録の記録内容を正しい契約内容とみなします。
5. 本サービスを利用して締結した契約に訂正、取消などを行う必要性が生じた場合には、当金庫所定の手続に従うものとします。

第７条（セキュリティ対策）

契約者は、同意者の使用する端末へのセキュリティソフトの導入等のセキュリティ対策、不正利用防止等の措置を実施したうえで本サービスを利用させることとします。

第８条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり本規定に定める事項を遵守するほか、次の各号の行為を行わないものとします。また、契約者は署名者にも、次の各号の行為を行わせないものとします。
   ①本サービス利用時に虚偽の内容を送信・登録する行為。
   ②本サービスの利用により入手した情報を転用または改竄する行為。
   ③有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為。
   ④他のお客さまのアクセスコードを不正に使用する行為。
   ⑤本サービスに関する当金庫または第三者の知的財産権を侵害し、または侵害する恐れのある行為。
   ⑥当金庫、他のお客さま、または第三者の財産・プライバシーを侵害し、または侵害する恐れのある行為。
   ⑦当金庫、他のお客さま、または第三者に不利益または損害を与える行為、または不利益を与える可能性のある行為。
   ⑧本サービスの運営を妨げる行為、またはその恐れのある行為。
   ⑨法令または公序良俗に反する行為。
   ⑩その他、当金庫が不適切と判断する行為。
2. 前項各号に該当する行為または契約者もしくは同意者の責めに帰すべき事由により、当金庫に損害を与えた場合には、契約者は当金庫が被った損害を賠償する責任を負うものとします。
   また、契約者もしくは同意者がかかる行為または事由により、第三者に損害を与え、または第三者との間に紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、当金庫は関与しないものとします。
3. 当金庫は、契約者もしくは同意者が本条第１項各号に該当する行為を行った場合には、事前に通知することなく本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または利用停止することができるものとします。

第９条（免責事項）

1. 次の各号の事由による本サービスの全部または一部の利用不能もしくは取扱の遅延等により生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
   ①天災または裁判所もしくは行政等の公的機関による措置等のやむを得ない事由のあるとき。
   ②通信機器およびコンピュータ等に障害が生じたとき。

③電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネット等に障害が生じたときの不通または混雑、通信業者のシステム障害等が生じたとき。
④技術上もしくは運用上の事由により、本サービスを停止する必要があると当金庫が判断したとき。
⑤前条第３項により本サービスの利用を制限または停止するとき。
⑥システム提供者により、ＳＭＢＣクラウドサインの全部または一部の提供が停止または中止されたとき。
⑦その他、当金庫の責めに帰すべからざる事由。

2. 当金庫が、アクセスコードの一致を確認して取扱した場合には、アクセスコードの不正使用、盗用、および通信電文の改竄、盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は一切の責任を負いません。
3. 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスにかかわる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含みます。）、当金庫は契約者もしくは同意者の承諾なく、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続に基づいて、情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、当金庫は一切の責任を負いません。
4. 本サービスおよびＳＭＢＣクラウドサインを利用したことによる損害は、当金庫に重大な過失がある場合を除き、契約者が一切の責任を負うものとします。なお、当金庫に重大な過失がある場合の損害賠償責任は、契約者に通常生じる直接の損害に限るものとします。

第 10 条（届出事項の変更等）

1. 届出事項を変更する場合、契約者は直ちに当金庫所定の方法により届け出るものとします。
2. 契約者は、同意者に次の各号に定める事由が生じた場合には、ただちに当金庫に届け出るものとします。
①相続の開始があったとき。
②支払の停止、破産手続開始、もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
③後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けたとき。
④同意者が同意者としての権限を喪失したとき。
3. 契約者は、同意者を変更する場合には当金庫所定の手続によりその旨を届け出るものとします。契約者からの届出前に変更前の同意者が行った行為の効果は、契約者に及ぶものとします。
4. 届出事項の変更は、当金庫所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じないものとし、お客さまが届け出を怠ったことにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第 11 条（届出連絡先への通知）

1. 当金庫は契約者もしくは同意者に対し、利用内容について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当金庫所定の方法により予め当金庫に届け出た電話番号、またはメールアドレスを連絡先とします。
2. 当金庫が前項にもとづき通知、照会、または確認のための文書、電子メール等を発信した場合には、これらが延着し、または到達しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、契約者および同意者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、契約者および同意者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
①暴力的な要求行為。

②法的な責任を超えた不当な要求行為。
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為。
⑤その他前各号に準ずる行為。

3. 契約者もしくは同意者が、暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定にもとづく表明・確約に関して契約者もしくは同意者が虚偽の申告をしたことが判明し、本サービスの利用を継続することが不適切である場合には、当金庫は、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができ、契約者に通知することで本サービスを解約することができるものとします。
4. 前項の規定の適用により、契約者に損害が生じた場合であっても、当金庫は一切の責任を負いません。また当金庫に損害が生じたときは、契約者がその責任を負うものとします。

第 13 条（サービスの変更・停止・廃止）

1. 当行は、当行の都合により本サービスの内容を変更し、また、本サービスを停止もしくは廃止することができるものとします。この場合契約者は当金庫に対して一切の異議を述べず、かつ本サービスの内容変更、停止または廃止によって生じた損害について、当金庫に対する賠償請求は行わないものとします。
2. 当金庫は、本サービスを変更・停止・廃止する場合には、当金庫ホームページ上でその内容および実施日時を予め告知するものとします。実施日時以降は、契約者の同意があったものとみなして、本サービスの変更・停止・廃止ができるものとします。
3. 契約者は、当金庫が本サービスを廃止する場合、登録されている各種データを削除することに異議を述べません。

第 14 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当金庫所定の各関連規定により取り扱います。なお、本規定において定義のない用語で、各関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

第 15 条（権利・義務の譲渡・質入の禁止）

契約者は、本規定上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

第 16 条（個人情報の取扱）

当金庫は、契約者および同意者が本サービスを利用することで当金庫が取得する個人情報については、当金庫「個人情報保護宣言」（プライバシーポリシー）にもとづいて適切に取り扱うものとします。

第 17 条（準拠法と管轄）

本規定および本規定にもとづく取引は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。本規定にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条（規定の変更）

１．本規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、民法第５４８条の４に基づき変更します。
２．前項による変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
３．前２項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。

以上